

都 市 消 防 委 員 会
説 明 資 料

令和元年 9 月 24 日

住 宅 都 市 局

目 次

	頁
1 最先端モビリティ都市の形成に関する自動運転実証実験について ……………	1
(1) ラストマイル自動運転実証実験の概要 ……………	1
(2) 名古屋市における自動運転実証実験の概要 ……………	2
2 ささしまライブ24地区・名駅南地区へのアクセス改善等検討調査について …	3
(1) 内容 ……………	3
(2) 検討箇所 ……………	3
3 ささしまライブ24地区のまちびらき前後の下広井町交差点（西側）の歩行者量 について ……………	4
(1) まちびらき前後の歩行者量 ……………	4
(2) ピーク時歩行者量の将来予測（平成24年9月算出） ……………	4
4 国内の主要なタワーについて ……………	5
5 条例改正により原状回復が免除される主な模様替について ……………	9

1 最先端モビリティ都市の形成に関する自動運転実証実験について

(1) ラストマイル自動運転実証実験の概要

場 所	区 分	内 容
沖 縄 県 北 谷 町	観 光 地 モ デ ル	<ul style="list-style-type: none">・ 小型カートを利用・ 海沿いの遊歩道を利用した、ホテルから観光地への移動手段
福 井 県 永 平 寺 町	過 疎 地 モ デ ル	<ul style="list-style-type: none">・ 小型カートを利用・ 鉄道の廃線跡地を実証コースとして使用・ 駅から住居地、観光施設の往復、住民と観光客の併用
石 川 県 輪 島 市	市 街 地 モ デ ル	<ul style="list-style-type: none">・ 小型カートを利用・ 複数のルートを利用した、住民の移動手段、観光地の巡回
茨 城 県 日 立 市	コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス	<ul style="list-style-type: none">・ 小型バスを利用・ 鉄道の廃線跡に敷設されたBRT路線の一部を利用した、住民の移動手段

備考1 事業主体は経済産業省・国土交通省

2 平成30年度に実施したもの

(2) 名古屋市における自動運転実証実験の概要

実施日	平成30年2月22日
実施場所	名古屋市中区三の丸三丁目内
ルート	
実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・公道での遠隔型自動運転実証実験を愛知県庁周辺の道路において実施した。 ・無信号交差点を右折する際、ライダー (LiDAR) とカメラを活用し、車両や横断歩行者を検知しながら交差点に進入したが、安全確認できるまでに待ち時間を要した。 ・一带は多くの駐車車両が存在し、乱横断する歩行者が多くみられ、遠隔監視・操作者によるモニター画面越しからの目視だけでは見えづらい場面があったが、助手席の保安要員が遠隔監視・操作者と併せて目視し、前方に歩行者などを確認した際、トランシーブにて綿密なやり取りを行い、遠隔監視・操作者が介入することなく実証を完了した。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実証コース上に存在する駐車車両等の障害物を回避するにあたり、物体検知の精度向上のみならず、駐車車両の次の行動を予測するなどの高度な仕組みが必要となる。 ・横断歩道周辺にいる歩行者について、カメラ等で顔の向きを検知して発進、停止を判断する仕組みも必要となる。

備考 実施主体は愛知県

(注) 1 実施結果と今後の課題は、「平成29年度愛知県自動走行実証推進事業成果報告書」(平成30年5月)より抜粋・要約

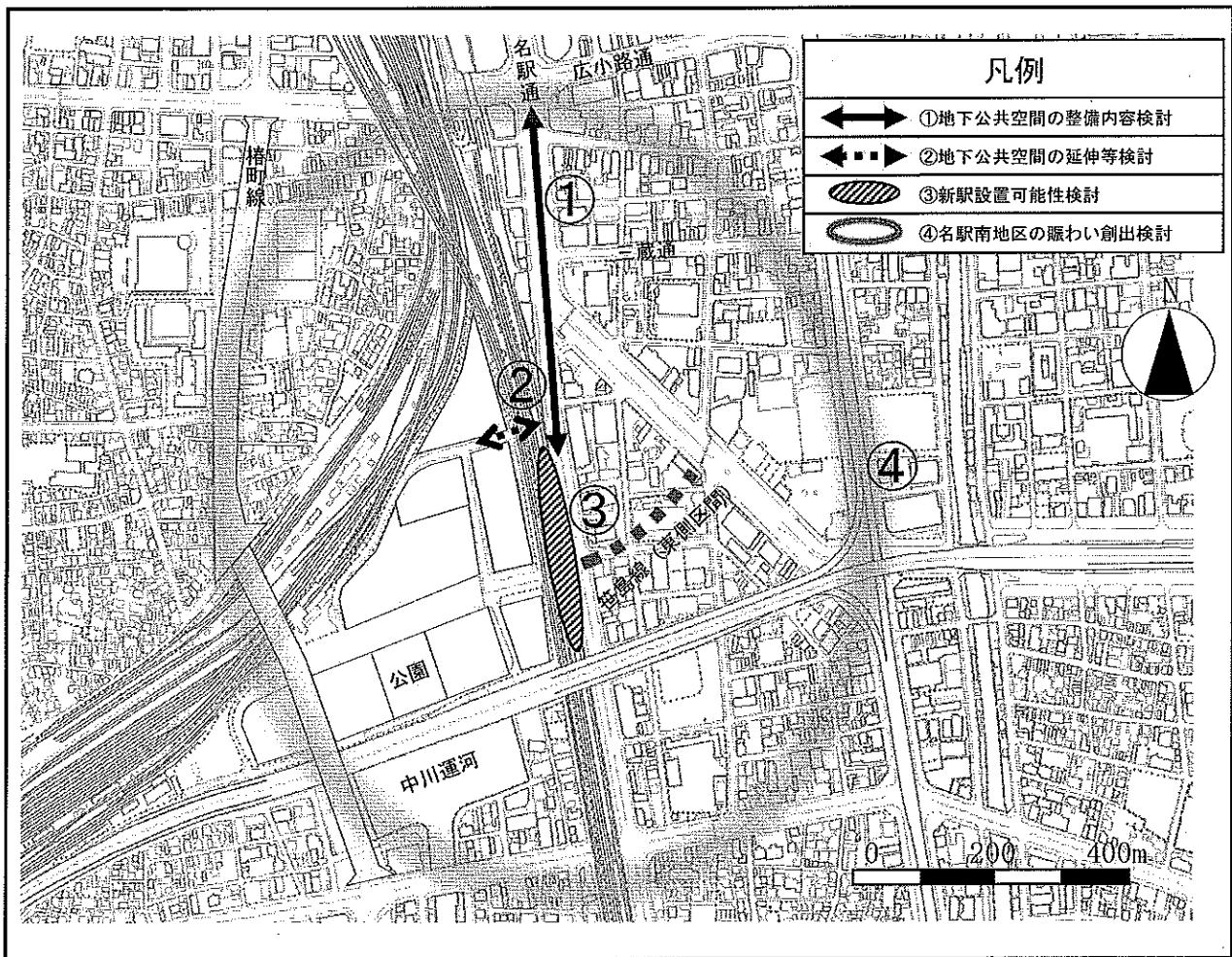
2 ライダー (LiDAR) とは、レーザー光を使ったセンサーをいう。

2 ささしまライブ24地区・名駅南地区へのアクセス改善等検討調査について

(1) 内容

事項	内容	金額
ささしまライブ24地区・名駅南地区へのアクセス改善等検討調査	<ul style="list-style-type: none"> 地下公共空間の整備内容検討 地下公共空間の延伸等検討 新駅設置可能性検討 名駅南地区の賑わい創出検討 	15,000千円

(2) 検討箇所



3 ささしまライブ24地区のまちびらき前後の下広井町交差点（西側）の歩行者量について

(1) まちびらき前後の歩行者量

調査時期		ピーク時歩行者量 (ピーク時間)	12時間歩行者量
まちびらき前	平成29年6月	平日 約2,400 (午前8時台)	人 約17,800
		休日 約2,300 (午後4時台)	人 約17,500
まちびらき後	平成29年11月	平日 約2,600 (午前8時台)	人 約19,300
		休日 約2,800 (午後4時台)	人 約20,900
	平成30年7月	平日 約4,000 (午後6時台)	人 約21,200
		休日 約2,500 (午後5時台)	人 約19,300
	平成30年10月	平日 約2,500 (午後6時台)	人 約16,600
		休日 約2,900 (午後3時台)	人 約17,700
	令和元年7月	平日 約3,400 (午後6時台)	人 約18,900
		休日 約2,500 (午後4時台)	人 約20,000

(注) 12時間歩行者量は、午前7時から午後7時までの歩行者量

(2) ピーク時歩行者量の将来予測（平成24年9月算出）

グローバルゲート 開業時	平日 午前8時台	約4,500人
-----------------	-------------	---------

4 国内の主要なタワーについて

名 称	さっぽろテレビ塔	千葉ポートタワー	東京タワー
立 地	札幌市中央区 (大通公園内)	千葉市中央区 (ポートパーク内)	東京都港区 (芝公園付近)
機 能 ・ 目 的	電波塔 (展望台あり)	展望施設	電波塔 (展望台あり)
高 さ	147m	125m	333m
建 設 主 体	北海道観光事業㈱ (現在の㈱さっぽ ろテレビ塔)	千葉県	日本電波塔㈱ (現在の㈱東京タ ワー)
竣 工	昭和32年	昭和61年	昭和33年
特 徴	地上60mに日本 で初めての電光時 計を設置点灯	千葉県民500万 人突破を記念して 建設	建設当時はエッフェ ル塔を抜いて世界一 の高さ
入 場 客 数	394千人 (平成30年度)	137千人 (平成29年度)	2,222千人 (平成30年度)
入 場 料	720円	420円	900円 (メインデッキ)
営 業 利 益	—	—	—

備考 表中の「—」は非公表のため不明のもの

名 称	東京スカイツリー	横浜マリンタワー	名古屋テレビ塔
立 地	東京都墨田区 (東京スカイツリータウン)	横浜市中区 (山下公園付近)	名古屋市中区 (久屋大通公園内)
機 能 ・ 目 的	電波塔 (展望台あり)	旧灯台 (展望台あり) ※改修中	電波塔 (展望台あり) ※改修中
高 さ	634m	106m	180m
建 設 主 体	東武タワー スカイツリー(株)	横浜展望塔(株) (現在は横浜市に 譲渡)	名古屋テレビ塔(株)
竣 工	平成24年	昭和36年	昭和29年
特 徴	自立式電波塔として 世界一の高さ	横浜開港100周年 記念事業として、当 時、日本で最も高い 灯台として建設	日本初の集約電波 鉄塔で、タワーとし て全国初の国の登 録有形文化財
入 場 客 数	4,270千人 (平成30年度)	223千人 (平成30年度)	300千人 (平成29年度)
入 場 料	2,100円 (天望デッキ・平日) 2,300円 (天望デッキ・休日)	750円	700円
営 業 利 益	4,848百万円 (平成30年度)	—	22百万円 (平成29年度)

備考 表中の「—」は非公表のため不明のもの

名 称	ツインアーチ138	京都タワー	通天閣
立 地	一宮市 (木曾三川公園)	京都市下京区 (京都駅付近)	大阪市波速区 (新世界中心部)
機 能 ・ 目 的	展望施設	展望施設	展望施設
高 さ	138m	131m	108m
建 設 主 体	建設省、 住宅・都市整備公団、 一宮市	京都タワー(株) (現在の京阪ホテル ズ&リゾート(株))	通天閣観光(株)
竣 工	平成7年	昭和39年	昭和31年
特 徴	アーチ式では東洋 一高い施設	大規模搭状構築物 では日本初の鉄骨 を使わないモノコ ック構造	世界で初の円形エ レベーター、日本 一の大時計
入 場 客 数	130千人 (平成30年度)	約700千人 (平成30年度)	1,186千人 (平成28年度)
入 場 料	500円	770円	800円
営 業 利 益	—	—	—

備考 表中の「—」は非公表のため不明のもの

(注) モノコック構造とは、骨組がなく、筒状の塔体で力を受けとめ、全体を支える構造をいう。

名 称	神戸ポートタワー	福岡タワー
立 地	神戸市中央区 (メリケンパーク 付近)	福岡市早良区 (シーサイドもも ち地区)
機 能 ・ 目 的	展望施設	電波塔 (展望台あり)
高 さ	108m	234m
建 設 主 体	社団法人 神戸港振興協会 (現在の一般財団 法人神戸観光局)	福岡タワー(株)
竣 工	昭和38年	平成元年
特 徴	世界初のパイプ構 造による2次曲線 断面を持つ「つづみ 型」のデザイン	海浜タワーとして は日本一の高さ
入 場 客 数	364千人 (平成29年)	669千人 (平成29年度)
入 場 料	700円	800円
営 業 利 益	—	78百万円 (平成29年度)

備考 表中の「—」は非公表のため不明のもの

5 条例改正により原状回復が免除される主な模様替について

対象となる模様替	具体例
介護保険の住宅改修費の支給を受けて実施する模様替	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 ・室内段差の解消 ・扉の変更 等
障害者住宅改造補助金の支給を受けて実施する模様替	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 ・室内段差の解消 ・入浴リフトの設置 等
入居者の身体状況等に応じて居住環境の改善に資すると市長が認める模様替	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 ・玄関ドアノブのレバーハンドルへの変更 ・和式便器の洋式化 等

